

○富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱

平成26年4月15日

富山県告示第225号

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱を次のように定める。

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、立山室堂地区において山岳スキー、スノーボード、登山等（次条第2項及び第3条第3項において「山岳スキー等」という。）を行う者の入山届の提出その他安全の確保に関し必要な事項を定めることにより、山岳遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助に寄与することを目的とする。

(令元告示456・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において「立山室堂地区」とは、別表第1項に規定する区域をいう。

2 この要綱において「入山」とは、4月1日から5月31日まで及び11月1日から同月30日までの期間のうち、毎年度知事が定める期間において、山岳スキー等を行うために、室堂ターミナルを経て、立山室堂地区（別表第2項に規定する区域を除く。）に立ち入ることをいう。

3 この要綱において「入山者」とは、入山をする者（当該入山について、富山県登山届出条例（昭和41年富山県条例第22号）第4条第1項の規定による登山届を提出した者を除く。）をいう。

(入山届の提出)

第3条 入山者は、次に掲げる事項を記載した入山届（別記様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 住所、氏名及び年齢
- (2) 入山の目的
- (3) 緊急時における連絡先
- (4) 雪崩ビーコン（雪崩に埋まった人の位置を探知するために電波を発信し、及び受信する機能を有する機器をいう。以下同じ。）その他の装備の携帯の有無
- (5) 山岳保険（山岳遭難捜索費用に充てるための保険をいう。以下同じ。）の加入又は未加入の別
- (6) 行程及び日程

(7) 日程中の行動の概要及び宿泊先

(8) その他知事が定める事項

2 前項の入山届は、入山者が集団で行動する場合は、代表者が提出することができる。

3 第1項の規定による入山届の提出は、山岳スキー等を行う前に、室堂ターミナル内において行うものとする。

4 登山届受理システム「コンパス」(インターネットを利用する方法により登山届を共有するシステムをいう。以下この項において「コンパス」という。)を利用して入山届を提出した者は、室堂ターミナル内においてコンパスによる入山届提出済証を提示したときは、第1項の入山届を知事に提出したものとみなす。

5 知事は、第1項の入山届に記載された情報を、警察その他救助、医療等に関係する者に対し、山岳遭難の防止又は遭難者の救助若しくは医療のために必要な限度で提供することができる。

(令元告示456・令3告示142・一部改正)

(入山者の遵守事項)

第4条 入山者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 雪崩、滑落、天候の急変その他山岳遭難の危険を予防するため、自己及び他の入山者の安全に十分に配慮して行動すること。

(2) 雪崩ビーコンその他の適切な装備を携帯すること。

(3) 次条第1項に規定する入山指導員又は警察官が山岳遭難の防止を図るために行う指導及び助言を尊重すること。

(4) 特段の事情のない限り、山岳保険に加入すること。

(入山指導員)

第5条 知事は、登山に関し知識及び経験を有する者のうちから、入山指導員を委嘱する。

2 入山指導員は、第3条第1項の規定により提出された入山届の記載内容を確認するとともに、入山者に対し、その遭難の防止を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(山岳遭難対策協議会等との連携)

第6条 県は、国の機関、市町村、警察、交通事業者、宿泊施設関係者その他山岳関係団体等(次項において「関係機関等」という。)と連携して、入山者の遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助を図るものとする。

2 県は、関係機関等及び県の関係部局で組織する富山県山岳遭難対策協議会が行う次の事業を支援するものとする。

- (1) 立山室堂地区の気象、雪崩等に関する情報の提供
- (2) 入山者に対する雪崩ビーコンの携帯の指導及び貸出し
- (3) 山岳保険の加入の推奨その他入山者に対する指導及び助言

附 則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

改正文（令和元年告示第456号）抄

令和元年11月1日から施行する。

改正文（令和3年告示第142号）抄

公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

1 立山室堂地区

浄土山から稜線を南東進し龍王岳に至り、同地から稜線を北東進し一ノ越を経て雄山に至り、同地から稜線を北進し大汝山、富士の折立、真砂岳を経て別山に至り、同地から西進し劔御前小舎に至り、同地から北進し劔澤小屋を経て劔山荘に至り、同地から西進し劔御前北方の稜線との交点に至り、同地から稜線を南進し劔御前小舎前に至り、同地から稜線を西進し室堂乗越に至り、同地から南西進し立山高原ホテルに至り、同地から車道を西進し富山県立山荘に至り、同地から南東進しカルデラ展望台に至り、同地から稜線を東進し天狗山、国見岳、室堂山展望台を経て浄土山に至る線で囲まれた一円の区域（下図の太線で囲まれた区域）

2 立入りが「入山」とならない区域

室堂ターミナル（駐車場を含む。）、富山県立山センターその他の室堂平又は雷鳥沢に所在する建物及びそれらの敷地又は野営場、これらの施設を結ぶ歩道（雪上の経路を含む。以下同じ。）、室堂ターミナルから雪の大谷に至る歩道並びに車道の区域（下図の塗りつぶしの区域）

図



別記様式（第3条関係）

（令3告示142・一部改正）

別記様式(第3条関係)

入 山 届

年 月 日

富山県知事 殿

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱第3条第1項の規定により、次のとおり入山届を提出します。

また、その内容を警察その他遭難者の救助、医療等に関係する者に対し、必要な限度で情報提供することを承諾します。

グループ名、入山者を代表する者の住所、氏名、年齢及び携帯電話番号、緊急時の連絡先、装備並びに山岳保険加入の有無	グループ名	装備（携帯しているものに○） 雪崩ビーコン シヨベル プローブ （ゾンデ棒） ツェルト	山岳保険の加入
	住所		有 保険会社 等の名称 （ ）
	氏名 （ 歳）		
	携帯電話番号		
緊急時連絡先(電話番号) 氏名 本人との関係		無	
入山の目的 (該当するものに○)	山岳スキー・スノーボード・登山・写真撮影・その他()		
入山期間	年 月 日から 月 日まで		
行程			
日程及び行動の概要	行動日	当日の行動の概要	宿泊先
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

備考

- 1 タンゴ平、内蔵助カール、御山谷等の立山室堂地区外の区域においてスキー、スノーボード、登山等を行う場合も、帰路につくまでの全行程について記入してください。
- 2 緊急時連絡先は、入山者以外で連絡がとれる人の氏名及び連絡先を記入してください。
- 3 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入してください。

グループの場合、代表者以外の入山者については、各自が下記に記入してください。

住所	氏名 (歳)	装備(携帯しているものに○)	山岳保険の加入
携帯電話番号		雪崩ビーコン ショベル プロープ(ゾ ンデ棒)	有 保険会社 等の名称 ()
緊急時連絡先(電話番号 氏名 本人との関係)		ツェルト	無
住所	氏名 (歳)	装備(携帯しているものに○)	山岳保険の加入
携帯電話番号		雪崩ビーコン ショベル プロープ(ゾ ンデ棒)	有 保険会社 等の名称 ()
緊急時連絡先(電話番号 氏名 本人との関係)		ツェルト	無
住所	氏名 (歳)	装備(携帯しているものに○)	山岳保険の加入
携帯電話番号		雪崩ビーコン ショベル プロープ(ゾ ンデ棒)	有 保険会社 等の名称 ()
緊急時連絡先(電話番号 氏名 本人との関係)		ツェルト	無
住所	氏名 (歳)	装備(携帯しているものに○)	山岳保険の加入
携帯電話番号		雪崩ビーコン ショベル プロープ(ゾ ンデ棒)	有 保険会社 等の名称 ()
緊急時連絡先(電話番号 氏名 本人との関係)		ツェルト	無

行動予定場所を図示してください。

